

特別区制度（案）に対する意見

大都市制度協議会（法定協）は、これまで 33 回開催され、制度設計についての大枠が固まったという。だが写真の資料を読んだが、いまだ生煮えで、あいまいな「構想案」であり多くの疑問がある。資料によりながら、現時点でとくに問題と考える点に絞って指摘しておく。



・いま全世界、全国、そして大阪はこれまで経験したことのない、コロナ禍で揺れ動いている。資料 2 ページに「住民投票までの流れ」が記載されている。現時点まで 33 回にわたり協定書（案）協議が開催され、出前協議会、協定書（案）とりまとめ、議会の承認、そして今年秋～冬頃に住民投票と書かれている。こうした時間軸に大きな疑問をもつ。協定書（案）協議の際、コロナ禍による大阪の経済社会、行財政の激変はまったく考慮されていない。コロナ・ショックは相当の期間に及ぶものと考えられる。31 ページ以降に記載の特別区の財政シミュレーションなども、経済財政をめぐる環境が激変するなかで、試算をやり直さなくてはならない。出前協議会はもちろんであるが、住民投票までの日程も大幅な見直しが求められる。なにより、大阪市廃止・特別区設置は少なくとも「不急」の施策であることを法定協も肝に銘ずべきだ。

・大阪市廃止、特別区設置によるメリットは「住民に身近なサービスが充実する」などと語られるが、そのデメリットについて検討がなされていない。大阪市は政令指定都市として長い歴史をもつが、それが廃止・4 特別区に分割された場合の経済・行政面などの損失についても明らかにする必要がある。特別区は人口 60 万～75 万人と巨大だが、行財政面で脆弱であり、大阪市がこれまで果たしてきた役割を担えるのか。広域自治体としての大阪府が肩代わりできるのか。資料を読んでも、自治体としての特別区の姿、府や一部事務組合、関係諸団体との関係が見えてこない。

・資料 24 ページに「特別区の庁舎について、区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区（淀川区、天王寺区）は、不足分について現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を活用します」と書かれている。特別区設置に伴うコスト抑制のためというが、淀川区民としては大いに気になる指摘である。法定協に提出された資料では、淀川本庁舎の職員の 8 割近くが、北区の本庁舎である中之島庁舎に間借りすることになる。こんなことで淀川をまたいで構成される淀川区で、防災やまちづくりの総合的な機能を柔軟に果たせるのか。25 ページ以降に特別区の概要が書かれているが、職員の配置や活動など、もっと具体的に記載する必要がある。

(2020 年 4 月 22 日)